

8. 活用

8-1 活用の方向性

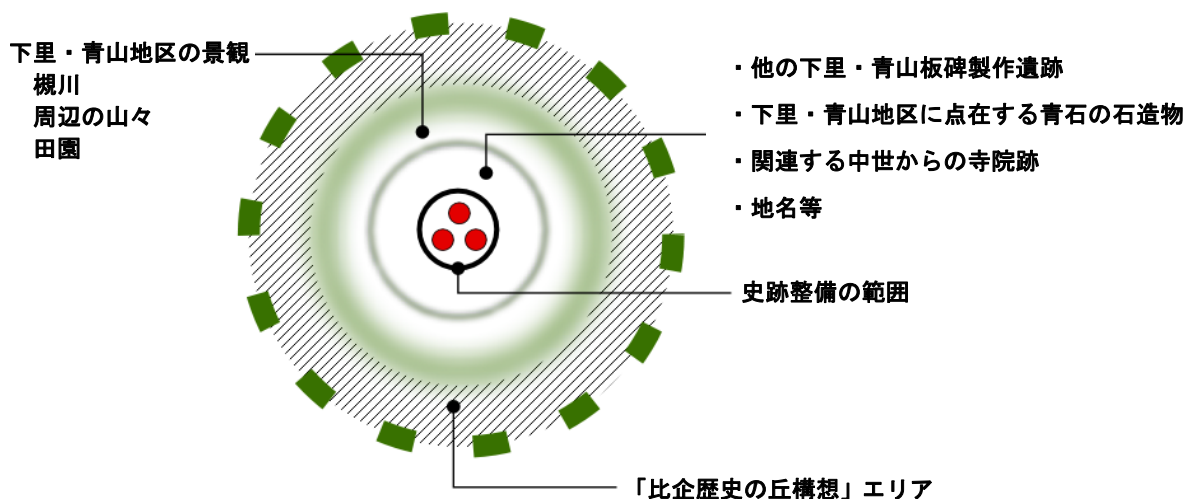
下里・青山板碑製作遺跡は、板碑の石材採掘・製作の場としての積極的な評価が研究者によって行われてきたが、町民にそれが周知されたのは、同遺跡が国指定になった平成 26 年以降であり、現在は町が主導で各種の広報活動を行っている。活動はいまだ十分とはいえないが、今日までのこの短い期間にもかかわらず、割谷地区、西坂下前A地区、内寒沢地区には解説板を設置し、アクセスが比較的良い割谷地区については案内標示や駐車場が確保され、多くの人が訪れている。また、遺跡の所在する下里地区、青山地区には、仙元山見晴らしの丘公園や埼玉伝統工芸館を拠点とする観光エリアがあり、小川町第 5 次総合振興計画や小川町第 4 次国土利用計画では、下里・青山板碑製作遺跡の保存活用が示されている。

一方、多くの遺跡は比較的標高が低い山中にあるとはいえ、訪れるにはアクセスもなく利便性が悪い。また、遺跡の現況は、ズリや露頭、採掘による谷などが見られるが、植林した樹木も多くあり、遺跡の理解につなげるには難しい景観が広がっている。

こうした現状や保存活用の基本方針を踏まえ、活用の方向性を次のように設定する。

- ① 武蔵型板碑の生産地、「板碑のふるさと」としてイメージづける。
- ② 下里・青山板碑製作遺跡の全体像を捉え活用する。
- ③ 地域の歴史・文化を学ぶ場として、遺跡を活用する。
- ④ 下里・青山地区に残る「青石の文化」を保全・活用する。
- ⑤ 遺跡の保全を前提として質の高い観光資源として活用する。

■図 43 活用する空間イメージ



8-2 活用の方法

下里・青山板碑製作遺跡のうち、国史跡に指定された割谷地区、西坂下前A地区、内寒沢地区を優先して整備公開することを原則としつつ、さらに積極的な活用を図るため、次の活用を目指す。

遺跡の周知と公開

- ・下里・青山板碑製作遺跡のうち、既に史跡指定されている割谷地区、西坂下前A地区、内寒沢地区を整備公開することを原則とする。しかし、当面は必要な保存処置を図った上で、現況での公開を行う。
- ・町内に所在する関連遺跡の発掘調査等を計画的に進め、その成果を公表するとともに保存活用に活かす。
- ・仙元山見晴らしの丘公園や埼玉伝統工芸会館周辺や槻川などの地域資源を活かし、点在する青石やそれに関連する遺跡、文化財を面的に捉えることができるような導線を検討するなど、既存施設や関連する文化財、観光資源などとの接続を図るとともに、公共交通での来訪者に対応した案内等を充実させるなど、見学の利便性を向上させる。
- ・町の各種行事、研究発表の場、文化活動の場において、下里・青山板碑製作遺跡の情報紹介、展示、研究成果発表等を行うなど、史跡や板碑などの青石文化に関する理解の促進や周知、情報交換を図る。
- ・町の広報誌、ウェブサイト、パンフレット、チラシ等を活用し、分かりやすいかたちで史跡やイベント等についての情報発信を行う。

学校教育

- ・現地見学等の校外教育活動や遠足等の学校行事への活用など、児童、生徒が遺跡を訪れて地域の歴史を体感できるような機会が設けられるよう検討する。
- ・遺跡の概要や町の歴史、郷土に対する理解や関心を深めるため、学習の補助教材（副読本、視聴覚資料、学習キットなど）を作成し、活用する。
- ・専門職員などによる出前授業など、学校教育を支援するプログラムを企画、提供する。

生涯学習

- ・遺跡の本質的価値をめぐる様々な議論や情報を広く知ってもらうため、町民向けの多様な学習講座や板碑研究者向けのシンポジウムなどの事業を実施し、遺跡や文化財に対する理解の促進を図る。
- ・「ひとが輝き まちも輝く ふるさと小川の学び～ふるさとに誇りを持ち、ふるさとを支える人づくり～」を基本理念とする小川町第3次生涯学習推進計画に基づき、多様な講座の開催や、初心者からより専門性の高い内容までを学習できるような活用を図る。

- ・遺跡ガイドボランティアや遺跡管理の補助活動を担う人材を養成し、町民との協働による遺跡の活用を進める。

地域での活用

- ・町の文化的な観光資源と位置づけ、「板碑のふるさと」や「青石の里」などをキーワードとして、情報発信や遺跡活用の促進、利便性向上を図るための積極的な取組を推進する。
- ・板碑をはじめとした青石の石造物や関係する神社仏閣、文化財などの多様な歴史文化資源、遺跡を取り巻く地形・地質や動植物など、豊かな自然環境を踏まえ、既存の観光資源と連携させた面的な広がりで把握し、これらを保全するとともに、地域の魅力として情報発信し活用する。
- ・遺跡を取り巻く地域の青石文化に対する理解をより深めるため、青石建造物の把握・調査・データベース化など地域住民の参画による活動を推進する。

広域的な連携による活用

- ・比企地域の自然と歴史、文化を反映した地域全体の遺産として、「比企歴史の丘」など比企地域の歴史的環境の調査・保全などを図るより広域的な構想における一つの核として位置づけ、県や近隣市町村との連携・協働による保存活用を図る。
- ・大学や研究機関、県内外の歴史研究団体と連携・協力し、調査研究の進展と史跡の保存活用を図る。

9. 整備

9-1 整備の方向性

下里・青山板碑製作遺跡は保存状態がよく、露頭、地形やズリの広がりなど、現況においても壮観である。一見、露頭やズリ等が散乱した状態であるが、この現状が本質的な価値の構成物であることから、当面はこの景観の保存を優先させる必要がある。一方、採掘や板碑製作の具体的な状況をイメージすることが難しいため、トレンチによる確認調査の成果や板碑製作遺跡としての具体像を分かりやすく提示できるような整備を行う必要がある。

さらに、クラックのある露頭や採掘による谷の下部などでは、状況に応じて崩落などへの安全対策の検討も必要となり、遺構・遺物が露出している状態であることから、破壊や盗難の対策を検討する必要がある。また、これまでに発掘調査が行われた面積は小さく、今後は本質的な価値の更なる把握とともに、保存と整備に向けた継続的な発掘調査が必要である。

このような状況の中で、史跡の保存活用を図るため、見学路を設定し立入りを制限するなど、遺跡の保存と安全な見学に適した整備を行う必要がある。また、適切な一般公開など活用を速やかに進めるため、本格的な整備の前段階において、遺跡の保存と安全確保を前提に暫定的な整備を行うとともに、本格的な整備も含めた全体的な整備計画についても、中・長期に区分した事業内容を検討する必要がある。

こうした現状を踏まえ、整備の基本的な方向性を次のように設定する。

- ① 整備は割谷地区、西坂下前A地区、内寒沢地区を優先的に進める。
- ② 見学の回遊ルートの設定、誘導標識や説明板などの設置を早期に進める。
- ③ 樹木や下草の適正な管理を行い、保存活用の環境整備を図る。
- ④ 保存と整備に向けた計画的な発掘調査を進める。
- ⑤ 整備は、短期的、中・長期的に取り組むべきものに分け計画的に行う。
- ⑥ 活用の拠点となる施設整備を検討する。

9-2 整備の方法

ここでは、整備の方法について、保存のための整備及び活用のための整備事業に区分して示す。

保存のための整備

- ・ 指定地内は、原則として現況面に盛土を行わず、適切な清掃、樹木や下草等の維持管理を基本とする。
- ・ 部分的に立入りできない区域や適切な園路を設ける。
- ・ 露頭のうちクラックが大きな個所は、樹木の伐採による根茎の除去を行うとともに、崩落や風化防止処置を検討する。
- ・ 崩落危険個所等の点検を行い、必要に応じて復旧を行い、崩落防止処置を検討する。
- ・ 雨水処理は浸透を基本とするが、雨水の流れにより地表面が著しく削られたり土砂の流入が認められる個所は、必要に応じて盛土や浸透促進施設、排水施設の設置を検討する。

活用のための整備

- ・ 露頭、ズリ、ズリ平場、ズリ山、採掘に伴う谷などの遺構や遺物が分かるよう維持管理し、現況を見せる場とする。
- ・ 発掘調査で確認された一畳大の板石等の遺構や遺物は、専門的知見に基づきその保存や展示、表示方法を検討する。
- ・ 全体案内、史跡指定の表示や説明サイン等を、主要箇所に設置する。また、デザイン等は史跡の景観に配慮するとともに、来訪者にとって分かりやすいものになるよう配慮する。
- ・ 既存のハイキングコースに板碑製作遺跡を組み込むなどルートを検討する。また、道路案内板など遺跡への分かりやすい誘導標識を設置する。
- ・ 採掘・加工する姿など遺跡の具体像をイメージし実感できるよう、縮小模型やスマートフォン等によるVR映像などを検討する。
- ・ 遺跡や板碑、板碑製作、地域の「青石の文化」などの情報を発信し、それらを取り巻く自然環境や文化財について総合的に学習できる場としても活用できる拠点施設の設置を検討する。
- ・ 駐車場、休憩所、手洗所などの便益施設、倉庫等の管理施設の設置を検討する。